鼎談

LGBT・「包括的性教育」問題について考える
― わが国に押し寄せる「グローバル性革命」の危機 ―

日時：2021年12月29日、於：東武ホテル渋谷

鼎談者：西岡　　力（本会会長、麗澤大学客員教授）
髙橋　史朗（本会副会長、麗澤大学大学院客員教授）
楊　尚　眞（弘前学院大学教授）

西岡：　本日はよろしくお願いします。楊先生の論文を拝読させて頂きました。早速、内容について質問なのですが、私には韓国のキリスト系の大学である韓東（ハンドン）大学に知り合いがおりまして、日本のキリスト教会でも韓国のような同性愛などの問題を理論的に扱うべきだと考えています。少数者に寄り添うことがキリスト教的だと、日本では思われてしまっている。

楊　：　教会内のいわゆる保守的な人たちも、同性愛の法律化には反対しているのですが、意見を言うことができません。叩かれることを恐れているのです。本当はこうした同性愛問題については、教会が積極的に関わっていかなければいけません。しかし、世界にはそういった状況でもプラカードを持って、大々的に同性愛立法化反対の運動をしている人々も存在します。日本ではむしろ、神社本庁がこの問題に関心を寄せているのではないかと思います。

西岡：　そうですね。重要な点は、楊先生は同性愛者たちを迫害して基本的人権を剥奪することは反対ですが、合法化することによって公共化され、今までの伝統や文化が逆転してしまうといった社会的大混乱が起きることを懸念していることです。

楊　：　同性婚合法化を推進する人々の狙いは、この問題は人権問題だと主張することで法制化し、法的効力を持たせたいのです。そうすることで同性婚に反対する人々を封じ込めることができます。しかし、物事の全てが人権になるわけではないと私は考えています。倫理や道徳、公共の福祉に反しないことであれば人権になりますが、一方的に同性婚を容認させ、他の言論を封じ込めるための立法化は、それらに反すると言わざるを得ません。

西岡：　同性愛が先天的なものであれば、肌の色と同じで「差別してはいけない」ということになります。それが根本的な議論になるので、楊先生はこの問題を議論されているのですよね。

楊　：　その通りです。私は同性愛者の人格を否定しているのではありません。彼らの人格は尊重しなければなりません。しかし、同性婚の法律化運動が倫理道徳的に正当化されるかは議論が必要です。同性愛の問題に関して否定的に発言されると、自分たちの人権や人格が否定されたと思うかもしれませんが、そうではありません。同性愛に対する意見を言っているだけで、その人たちの人格を否定している

わけではないのです。全ての人間は人格を持っているのですから、一方の人格だけを優先視することは、逆に差別を助長しかねません。

西岡：　我々はジェンダーという議論を問題にしておりまして、ジェンダーという言葉を用いて新しい文化革命的なことを世界中に起こそうとしているのではないか、そこには歴史認識問題も関係してきていると考えています。

私のジェンダーに関する理解は、「男らしさ」や「女らしさ」というものは遺伝的肉体的違いに基づくセックス、すなわち生物学的な性ではなくて、社会が植え付けるものである。その社会自体が差別的、抑圧的、搾取的な構造を含んでいるから、「男らしさ」や「女らしさ」というものの中には差別的、抑圧的、搾取的な構造が含まれている。だからジェンダーという差別的な構造の中から生まれたものは、否定しなければならない。こうした理解に立つと、その差別的構造を否定したジェンダー・フリーの状況では、遺伝的なセックスとしての男と女しか残らないので、本来ならばLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの３つの性的指向と、トランスジェンダーという性自認の各単語頭文字を組み合わせた表現）は、広い意味で言うと後天的なので、ジェンダーに含まれるわけです。

しかし、彼らは後天的とは言えないので、先天的なものだと主張して、LGBTも含む性の多様性が人間本来の形であって、それを抑圧するものはジェンダーで、抑圧を否定してジェンダー・フリー社会をつくると言っています。その議論を根本的に覆すのが、楊先生や学界が証明している「LGBTは先天的なものではない」、という研究成果ですよね。

楊　：　そうです。生物的な性は男と女しかないのです。稀に間性があります。この場合は、成長したら自分でどちらかの性を決めて手術します。なぜジェンダーという言葉を使うかと言いますと、体の性（男と女）だけに限定したくないからなのです。性的指向や性同一性、性表現、性自認もあるから、これらも含めて拡大したジェンダーを使います。これがジェンダー・イデオロギーです。これを推し進めようとしているのです。

ジェンダー・イデオロギーというのは、自分がどのように性的に認識しているか、性的に何者であるかが重要であると言うのです。性アイデンティティの問題にジェンダーという言葉を使って、性には多様性があるように見せかけているのです。しかし、性に多様性はありません。性別は男と女しか存在しないのです。性同一性とか性的指向、性自認、性表現といったものは性ではないのです。そういった問題を抱えている人々は存在しますが、それ自体は性ではない。しかし、彼らはここまで拡大してジェンダーという言葉を使って、性というものを大きく見せようとしているのです。

西岡：　それができる理論的な背景には、LGBTが遺伝的なものであるという、彼らが広めた偽学説がある。そこを否定することが重要です。

楊　：　遺伝的ではなくて、後天的なものなのです。一番重要なのは、家庭環境です。生育環境です。例えば、父親からの愛情を受けられなかった男児が男を好きになる、つまり同性愛者になる。満たされなかった愛を他の人から満たそうと思って、同性愛の種ができる。

YouTubeで見たのですが、ある男性は同性愛の気質は無かったが、その人の妻が他の男性と不倫をしてしまった。離婚後に同性愛に目覚めたのですが、その理由を聞くと、離婚をきっかけに男性がお金を稼ぐために男性に性的サービスを提供する商売があることに興味を持って、ゲイになったと言っています。その人は離婚しなければ同性愛者にならなかったのですが、こうした経験を通してゲイになっている人は多いのです。

高橋：　私は教育にどのような影響が出るかが一番の関心事なのですが、教科書では「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」と強調されています。自民党が令和元年に作成した『性的指向・性同一性（性自認）に関する「Q&A」』には、「性的指向も性同一性も、本人の意思で選択できるものではありませんし、その者を矯正したり治療したりするものでもありません」と明記されています。性的少数者の性的指向や性自認は、本人が公表しなければ知ることができません。それ故に、性的少数者に対して腫れ物に触るような特別扱いをせざるを得なくなり、相互理解よりも相互不信を高め、欧米のような「逆差別」による教育現場の混乱が起きることが危惧されます。

先程ジェンダーという言葉が出てきましたが、もう一つのキーワードがセクシュアリティだと思います。私は「包括的性教育」がどこから始まったのかを、まず調べてみました。

最初に提唱したのはアメリカ性情報・教育評議会（SIECUS、1964年設立）で、1991年に『包括的性教育のためのガイドライン』を出しました。第２版が1996年、第３版が2004年に出ていますが、林玲子という国立社会保障・人口問題研究所の方が、「包括的性教育をめぐる国際的な議論」という論文を書いています。それを読みますと、「包括的性教育」は「2000年に米国非営利団体が、2006年には国際家族計画連盟（IPPF）が提唱し」とあるのですが、この辺が「包括的性教育」の素性の非常に怪しいところです。国連の人口削減戦略を推進してきた国際家族計画連盟と国連人口基金（UNFPA）が、人工妊娠中絶や避妊・不妊手術を「人道的援助」のように見せかける「言葉の手品」として利用したのが、「性と生殖の健康と権利（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（リプロと略す））」を強調する「包括的性教育」なのです。『グローバル性革命』の著者ガブリエル・クビーは、このリプロが「人口削減戦略を世界に売り出すために使われる決まり文句になった」、と述べています。この包括的な健康と権利、これを教える「包括的性教育」に誰もが反対できないようにしたのです。2009年になって初めて、国連のUNESCO、UNAIDS、UNFPA、UNICEF、WHOが共同で『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』というガイドブックを作成した、とあります。ここではセクシュアリティという言葉が使われています。

それで、『The Global Sexual Revolution』（Gabriele Kuby、2015年、Lifesite/Angelico Press）の12章に「幼稚園から12学年までの性教育」が設けられているのですが、これがアメリカ性情報・教育評議会のガイドラインと一致すると思われます。本の中で学年別、年齢別の教育内容が書かれていますが、これが『包括的性教育のためのガイドライン』に他なりません。楊先生は論文の中で、イギリスの

ことを書いておられますね。これも「包括的性教育」の影響と見てよいのでしょうか。

楊　：　そうです。これも「包括的性教育」の影響があります。

髙橋：　ここでは、英国の新しい性教育「新RSEと保険教育」の指針書とありますが、これも「包括的性教育」と捉えていいでしょうか。

楊　：　そうです。自分たち独自で作ったものではないと思います。英国では新しい性教育と言っていますが、彼らは「包括的性教育」という言葉を使っています。「包括的性教育」はその種類がたくさんあるのではなく、その内容は万国共通しています。

髙橋：　もう一つ確認したいことは、セクシュアリティという言葉もジェンダーと同様に、後からつくられた構築物と言えるかどうかです。セクシュアリティをどう捉えるか。「性の権利宣言」(1999年)がありますね。これを彼らはいつも引用するのです。セクシュアリティというのはセックス（性）とジェンダー・アイデンティティ（性自認）、ジェンダー・ロール（性役割）、それからエロティシズム（性的指向）がセクシュアリティだと言っているのです。これはどう考えればよいでしょうか。

楊　：　これはその通りで、セクシュアリティというのは性自認、性的指向、性表現、性的嗜好といった全てを含めているのですね。自己のセクシャリティとは、自己性のあり方や自己の性的な現実です。

髙橋：　ジェンダーとセクシュアリティの違いは何でしょうか。

楊　：　ジェンダー、ジェンダリズムというのは、セクシュアリティと同じカテゴリーです。まずジェンダリズムというのがあるのですね。これが彼らの言っているセクシュアリティなのです。

　もともとセクシュアリティというのは、自己の性のことだけでした。それが今は拡大されて使用されている。

髙橋：　ジェンダーよりも拡大されているのでしょうか。

楊　：　いえ、ジェンダーとセクシュアリティは同じ仲間です。言葉は違いますが、ジェンダリズムなしのセクシュアリティはあり得ないのです。なので、ジェンダリズムというのはセクシュアリティを支持しているのですね。セクシュアリティというのは昔から存在していた言葉なのです。ジェンダリズムというのは最近現れた言葉で、昔はそもそも男女両性の状態だけだったのです。今はそれを引き延ばして、色々な性的状態を含めてジェンダーと言い、それを主張している言葉がジェンダリズムなのです。

髙橋：　上野千鶴子によれば、「性差を自然の領域から文化の領域に移行させ」て、性差を相対化し解消するために、もともと性別を表す文法用語だった「ジェンダー」という用語を戦略的に持ち込んだといいます。「ジェンダー平等」や「ジェンダーフリー」の背後には、このようなフェミニズム・イデオロギーが潜んでいるのです。上野が「人間にとって性別とはセックスではなくジェンダーであることを明瞭に示した」と評価した、ジョン・マネーの『ブレンダと呼ばれた少年』の虚構性が暴かれましたが、マルクスの階級闘争史観を男女の主従関係（階層的秩序）に当てはめ、ジェンダーの階層的秩序の解体を目指したクリスチーヌ・デルフィのジェンダー論が、大沢真理らによって男女共同参画社会基本法をはじめとする、我が国の男女共同参画行政に取り入れられました。

日本学術会議ジェンダー学研究連絡委員会（江原由美子委員長、佐藤学幹事、長野ひろ子委員他）と21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会（朝倉むつ子委員長、辻村みよ子・戒能民江幹事他）の報告書「男女共同参画社会の実現に向けて―ジェンダー学の役割と重要性―」（平成17年6月23日）は、「『男性』（主に『白人』『優勢な民族』『健常者』の『男性』）を『人間』の代表として扱ってきたことに対する反省として女性学が生まれたという経緯から出発したジェンダ―研究が1970年代から始まり、人間存在や人間生活の多様性を尊重し、多様な在り方の共存を模索する『ジェンダー学』が提唱されるに至った」と説明しています。女性への差別が、生物学的な違いに基づく「区別」と見做されて正当化されてきたために放置されてきた弊害を避けるために、「ジェンダー」という言葉が使用されるようになった、と解説しています。

1988年から始まった国連女子差別撤廃委員会における日本NGOレポート審議の歴史を検証すると、日本学術会議のジェンダー学者と日弁連、反差別国際運動日本委員会、部落解放同盟、日本婦人団体連合会、北海道ウタリ教会などの団体と男女共同参画局が、「共通の目的」に向かって一致協力していることがわかります。2002年12月23日に結成された「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」が、「こども庁」論議を主導している「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」（髙橋史朗『知っておきたい「こども庁」問題Q&A』参照）とまったく同様の役割を果たしているのです。この点に注目する必要があります。

1995年に行われた北京の世界女性会議で、「ジェンダー主流化」という言葉が戦略的に登場し、その後しきりに使われるようになりました。セクシュアリティという言葉はもっと前からですね？

楊　：　セクシュアリティはもっと古い言葉です。本当はその人の性的なあり方を表すものです。しかし今は拡大して使用されていますし、ジェンダーという言葉も拡大解釈されていると思います。昔からジェンダーという言葉はありましたが、それは男女の社会的役割を指していました。

「ジェンダー主流化」というのは文字通り、セックス（男女の性別）ではなく、多様な性を含めるジェンダーを主流にしようとすることですが、生物的な男女が主流ではないのです。逆転してしまっているのです。

髙橋：　以前はジェンダー・フリーという言葉が日本で問題になりましたが、1994年のカイロ会議で「ジェンダー」という用語が登場し、リプロの定義と中絶の是非をめぐって激しい議論が行われ、1995年の北京女性会議の行動綱領に「ジェンダー主流化」戦略が明記されました。

楊　：　性を表すセックスとジェンダーは異なります。セックスは男女の事柄なのですが、ジェンダーとはもっと広げた意味を持ちます。今はジェンダーという言葉を使いましょう、という流れになっています。しかし、多くの人がこの大きな違いに気づかないのです。

髙橋：　次に、「包括的性教育」についてどのような国際的議論があるのかについてですが、林玲子氏の論文によれば、国連アジア太平洋人口会議や国連人口開発委員会でロシア、イラン、サウジアラビア、ヴァチカン及びカトリック教国などが反対し

ました。「性教育は家族で行うべきもの」というロシアの反対意見は、報告書に明記されました。

反対派は、性教育は親がやるべきだと親の責任を強調し、学校でポルノまがいの教材を使い、不必要な情報を与えることは不適当であり、自国の価値観や文化を考えずに自分たちの思想を押し付けるのは価値観の強制だ、と主張した。このような親と学校の対立というベースがありますが、日本では性教育について、そのような問題は顕在化しなかった。欧米では多くの親が宗教を信仰しているということもあるので、性教育については親が考えていることも尊重せよ、という考え方があって反対したのです。

楊　：　特にアメリカやカナダなどが反対しましたね。

髙橋：　アメリカでは、カリフォルニア州サクラメント郡の教育局性教育調査報告書によれば、アナハイムの中学校に通う娘を持つ母親が、相談事は親ではなく、先生に相談するように指導し、「子供と家族の関係性を学校が危険にさらしている」とカリフォルニア州教育委員会に性教育の排除を訴えました。これまで保持してきた子供に対する道徳的な影響力が、包括的性教育によって学校に奪われるという親の危機感が、反対の一因となっています。

SIECUSの包括的性教育は「家庭や教会の伝統的な道徳の教えを疑い、権力的な学校の役割を支援している」、「SIECUSの理念が達成され、『新しい道徳』が肯定されるようになれば、子供はマルキシズムや虚無主義の哲学の簡単なターゲットとなるだろう」、という批判が高まりました。

その結果、反対運動が活発化した州では、学区が性教育の授業に関して親に通知することが、州法によって義務付けられるようになりました。Carlson（2012）によれば、性教育に関する親への通知義務は、学校における性教育の実施に反対する親が、自身の子供に性教育を受けさせないためで、この親の当該権利の行使は、全米の学校システムにおいて制度化されたといいます。

保守派は性教育の内容を決定する親の権利を主張しながら、「包括的性教育」が道徳的な教えを含んでいないことを理由に、エイズ予防に効果的でないと主張し、「包括的性教育」がエイズの蔓延を理由に子供に同性愛について学ばせ、同性愛者を増やそうとしている、と非難しました（Moran,2002）。

1991年から４年間で47州において400件の論争が起こり、2004年から１年間に38州において153件の論争がSIECUSによって確認されています。こうした「包括的性教育」をめぐる学校と親の対立構図が、わが国でも生じることは不可避といえます。

楊　：　日本では性教育をめぐる論争や、親と学校が対立したことはありますか？

髙橋：　これまでは日本の性教育をめぐって、親と学校の対立は深刻化しませんでした。しかし、今後「包括的性教育」が親の十分な理解を得ないで一方的に行われれば、対立が広がることが懸念されます。わが国における性教育論争を振り返りますと、平成14年5月29日の衆議院文部科学委員会で山谷えり子議員が小学校と中学校に広く配布されていた性教育小冊子副教材『ラブ＆ボディBOOK』を取り上げ、その中の避妊用ピルに関する記述が偏向し不適切である、と問題提起しました。

その結果、『ラブ＆ボディBOOK』は、学校から回収されて絶版となりました。ちなみに、同冊子は厚労省所管の財団法人「母子衛生研究会」が、ピルを奨励しているOC（低用量ピル）関連の製薬会社によって共同運営されているOC情報センターの支援を受けて作成しました。

さらに、平成17年3月4日の参議院予算委員会で、山谷議員が「ジェンダー・フリー」及び「ジェンダー」という用語の公的な領域での使用の禁止を訴え、東京都教育委員会が調べた80の小学校から「セックス人形」が出てきたことを踏まえて、116人の教員を処分したことに対する見解を質したところ、小泉首相は「これはちょっとひどいですね」と答弁し、中山成彬文科相も「特定の考えの方が行き過ぎた性教育を行っていることはとんでもないことだ。各都道府県の教育委員会に対して適正にやるようにということで指示している」と答弁しました。

楊　：　文科省や学習指導要領に何か動きがありましたか？　韓国では儒教という観点から、男女関係は厳しく教えられています。家庭環境も性に関して厳しく、社会も厳格に対応するので、馴れ馴れしく男女の付き合いはしませんでした。今は少し変わってきましたが、昔は婚前交渉や不倫というものはあまりなかったのです。儒教やキリスト教の考え方では、性に関しては厳しい姿勢でした。私の親も性のことに関しては言いませんでしたが、キリスト教の教会で育ちました。ですので、性的な事柄については非常に気を付けていました。

髙橋：　文科省の全国調査の結果、学校の性教育の授業内容に関して、保護者に説明をしていない小学校が44,5％あることが判明しました。中学校は約３割でした。そして、保護者からの苦情や問い合わせが都道府県に対して22件、市区町村の教育委員会では68件、各学校には539件あったことも分かりました。こうしたことが、自民党内の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」や、文科省の調査によって判明しました。

文部科学省の中央教育審議会で、この問題について３年間で17回の議論をしたのです。その結果、４つの結論を出しました。新しい学習指導要領解説の改訂点で、まず、子供の発達段階を踏まえることを盛り込みました。二つ目が一番大切なのですが、保護者の理解を必ず得ること。第三に、特定の急進的性教育の人たちに任せるのではなく、学校全体で性教育に取り組むことです。第四に、集団指導と個別指導の内容の区別など、計画性をもって実施すること。私は保護者の理解を求めることが盛り込まれたことが、最も大事だと思います。

男女共同参画会議という、私が4期８年務めた政府の会議があるのですが、ここが第二次基本計画でジェンダーという用語を巡って大激論がありました。それで山谷議員が働きかけて、ジェンダー・フリーとかジェンダーといった言葉を取り除き、最終段階では「適切な性教育の推進」という文言が残りました。同基本計画は5年おきに作られるのですが、第三次、第四次基本計画では性教育に関する記述は無くなったのです。第三次は民主党政権ですが、安倍政権下において実態調査を行い、保護者理解が必要であることと子供の発達段階を踏まえることなどが盛り込まれて、日本の性教育の混乱は沈静化しました。

楊　：　日本で「包括的性教育」を推進している人や団体は、道徳教育についてはどのよ

うに考えていますか？

髙橋：　日本で「包括的性教育」の旗振り役をしている人々は、道徳教育を全面的に否定しています。道徳教育の目的と性教育の目的は根本的に相容れない、と主張するのです。『性教育はどうして必要なんだろう？』（大月書店、2018年）という本があるのですが、それによると、道徳の「学びの目的」は社会が求める人間を当てはめようとするが、性教育は性的自己決定能力を形成するものである、と言っています。「学びの方法」の違いは、道徳は誘導と教え込みで、性教育は情報知識の獲得プロセスの重視であり、評価のあり方も異なる。道徳は子供の内心への介入である、と批判しています（『性教育はどうして必要なんだろう？』、p.96）。

　そもそも、「包括的性教育」を推進しているのはどのような団体かと言いますと、“人間と性”教育研究協議会（性教協）という市民団体です。教員を中心にして、現在は会員数も約700名います。他にも医療・保健専門職、福祉職、心理職、保育・学童保育・青少年関係、研究者など、かなり広く含まれています。全国には38か所のサークルがあり、性教協設立の中心人物は山本直英氏です。彼が朝日新聞（平成2年6月7日付「ひと」欄）のインタビューに答えて、教員中心の団体で一番の問題であった運営資金１千万円は、避妊用品メーカーなどを口説いて協力を得た、と言っています。東京都の研究所開設シンポジウムでは、カード型の避妊具を配って参加者の300人が驚いていた、と朝日新聞に書かれています。つまり、国際家族計画連盟も性教協も、こうした避妊等の「家族計画」の業界と癒着した利害関係の下で、「包括的性教育」を推進しているのです。

　山本直英氏は「男と女とは、たとえ結婚に結びつかなくても、婚前でも、婚外でも、たとえ親子の不倫でも、師弟でも、まさに階級や身分や制度を超えて愛し合うことが可能なのである」（拙著『間違いだらけの急進的性教育』、p,115～116）と言っているのです。

楊　：　そのようなことを言っている人を「性革命家」と呼べるでしょう。性は楽しむものだとしており、簡単に自分の体を許してしまうことで子供が不幸になるという、道徳的な問題があります。今でさえそのようなことが起きているのに、性愛化を増進させる教育、「包括的性教育」を受ければ、性愛が社会的に容認されてしまいます。子供というのは判断力が十分ではないのです。小さい頃に「包括的性教育」を受けると、性に関するハードルが低くなってしまいます。また、子供の場合は性虐待においても、親が自分を愛してくれているが故の行動であるのか否かの判断がつきにくいです。その時期に「包括的性教育」を受ければ、子供はますます虐待行為なのか愛情表現か分からなくなってしまいます。故に、「包括的性教育」は性に対する見解や価値を変えてしまうものなのです。

髙橋：　具体的に公共の教科書や家庭科の教科書に影響が出てきますので、楊先生からコメントを頂きたいのですが、まず、「性のあり方はグラデーション」についてです。千葉市などが作成した「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」にも明記されています。数研出版の「公共」の高校教科書には、次のように掲載されています。この４つのグラフが、子供に与える影響についてのご見解をお伺いします。

・「性のあり方グラデーション」グラフ（例：大阪府四条畷市のHP）

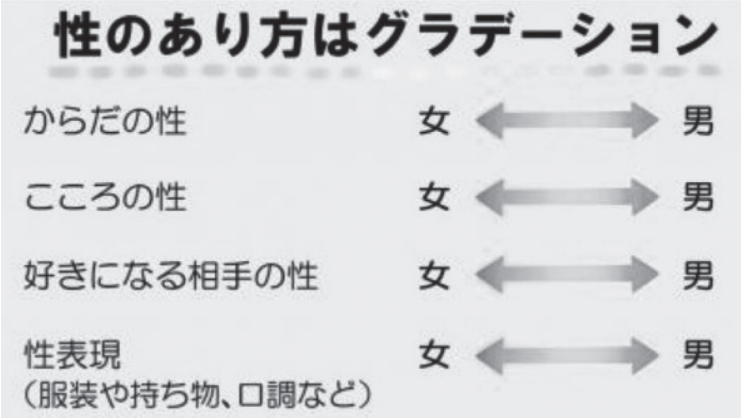

楊　：　これは人間の性を混乱させます。性は多様だと教えたいのでしょうが、これはおかしなことなのです。生物的な性とは男と女しか存在せず、中間はいないのです。稀に間性があるくらいです。それなのに、例えば「8割男、2割女」と言ってしまうと子供を混乱させてしまいます。このような表し方は間違っています。男と女しかいないのです。性同一性、性表現、性的指向自体は性ではありません。性的指向や性自認や性表現などは存在しているけれど、固定的なものではありません。誘導的なものです。心の問題ですから、変化する可能性もあります。これは多くのLGBT人権活動家も認めています。

髙橋：　帝国書院の高校教科書「公共」には、「同性カップルも人工授精や体外受精などの生殖医療技術の進歩などにより、子どもを持つことができるようになっている」と書かれていますが、子供の最善の利益の視点に立った子供の「出自を知る権利」に配慮しているのか気になります。また、第一学習者の「公共」は、「婚外子法定相続分差別違憲訴訟」に関連して、「世界では、同性どうしの結婚を認める同性婚や、結婚と同じ地位を認めるパートナーシップ制度が広がっている」と強調しています。清水書院の教科書は「日本の自治体のパートナーシップ制度は、関係を証明するのみである点に問題がある」と断定し、開隆堂『家庭基礎』も、「日本でも…同性婚を認めないのは憲法違反であるという見解も示され、法的に認めることへの要求が強まりつつある」と述べています。「選択的夫婦別姓制度」についても世論の変化を強調し、同制度の実現に向けて誘導するような記述が見られます。

　また、「性的自己決定権」という言葉が強調されていますが、性は多様であるので性行為も多様性を認めよということになり、異性愛も同性愛も両方学校で教えなければならなくなります。性行為の多様性について、それぞれが自分で判断して自己決定する権利がある、これが性的自己決定権です。このように「性的自立」や「性的自己決定権」が教科書では強調されていますが、このことについてどのようにお考えでしょうか

楊　：　彼らは本当に言葉を色々と創り出して、自分たちの主張を正当化させるわけです。性的自己決定権というのは、性的な事柄は自分で自由に決められる、自分が

男であっても女だと言えば女になる。また、自分が異性愛を選ぶか同性愛を選ぶか、性転換手術を受けるか、これらの選択もすべて自由だということです。

実際に英国では性的自己決定権を教えたことによって、18歳以下の性転換手術を受けた人数が、2009年には77名でしたが、2019年には2,590名と激増した、という統計が出ています。

髙橋：　リプロダクティブ・ライツ（性と生殖における個人の自由と法的権利）という言葉がありますね。産む/産まないを決めるのは自己決定権ということです。これが男女共同参画会議でも議論になって、私はあくまで子供の最善の利益の立場で意見を申し上げると言って、「胎児の生命権」と産む/産まないを決める「女性の自己決定権」はどちらも一理あるので、これらをどのように調和させるかの議論が必要だ、と主張してきました。つまり、「産む/産まないを決めるのは自己決定権だ」というのは女性だけの権利であって、胎児の生命権についてはどのように考えるのか、という議論をしてきたのです。政府でもそのようなことを議論していた時期がありまして、産む/産まないの女性の自己決定権に関しては、国際的な合意はまだないのです。「包括的性教育」をめぐって対立しているように、宗教や文化などの違いによって、この問題についても世界の議論は真っ二つに割れているのです。

1994年のカイロ会議で、リプロと中絶をめぐって欧米の容認派とバチカンや中南米のキリスト教国などが激しく対立し、総会で行動計画が全会一致で採択され、「子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。この条件の中には、自ら選択できる安全かつ効果的、入手可能で受け入れ易い家族計画の方法、並びに法に反しない他の出生調節の方法について知らされ、利用できる権利が含まれる」と定義されました。バチカンなどの反対で、「法に反しない」という文言が追加され、「いかなる場合も、中絶を家族計画の手段として奨励すべきではない」、「中絶の必要性を根絶する」と明記されました。

ところが教科書の中では、「リプロダクティブ・ライツ」について断定的に書き込んでいるのです。このことの影響や問題点について、先生はどのようにお考えですか？

楊　：　人間というものは容易な方向に行くわけです。例えば、誰かと付き合って子供ができても、堕ろしてしまえば解決するんだと考えるでしょう。つまり、生まれてくる子供のことなど、考えなくなってしまいます。自分の意志で自分の子供の誕生を決定することができますが、子供は殺されるわけです。子供の視点が欠落して、親の視点のみになってしまう。これが「包括的性教育」の問題点です。ですので、望まない妊娠は中絶すればいいという、生まれてくる子供の命を顧みない考え方になってしまう。

髙橋：　家庭科の教科書の見出しに、「家から個人へ」と書かれています。12月22日に「こども庁」の名称問題をめぐって、テレビ朝日系のアベマプライムという番組で議論したのですが、もともと「こども家庭庁」だったのが「こども庁」になった理由が、虐待を受けた子供が「家庭」と聞くと傷つくから、という理由だったのです。これは山田太郎議員のホームページに、はっきりと書いてあります。私はそれに対して意見を求められたので、例えば、同じナイフでも立派な医者が使えばメスにな

るが、強盗が使えば凶器になる。凶器になる危険性があるからと言って、ナイフそのものが危ないという主張は妥当ではない、と話しました。また、台風で怖い目にあったから、天気予報を聞いたら怖くなるので天気予報をやめてくれというのはおかしいし、交通事故にあった人が、国土交通省と聞いたらパニックになるから「交通」をとるべきだ、スポーツで不祥事があったから「スポーツ庁」に反対するようなものでないか、という議論に発展しました。

今は家族とか家庭が子供を拘束するものになっている、と思われている。伝統的な家族や家庭という柵（しがらみ）の拘束からの解放を意味するスローガンが、「家から個人へ」という表現になっているわけです。今では外国のほとんどの国で個人登録制度になっており、韓国では2008年に戸籍制度を廃止した、と強調されています。このように戸籍制度を廃止して「家から個人へ」と強調する教科書について、どのようにお考えでしょうか？

楊　：　個人も家庭から生まれたわけです。親との繋がりの中で育ってきたのです。ですので、家庭や親を無視して子供がひとりで存在することはできません。家庭あっての子供ですから、子供だけを問題にするというのはおかしい話で、やはり「こども家庭庁」にすべきだ、と私は思います。なぜかと言うと、もし子供の権利だけが何でも優先されてしまうと、例えば子供が性転換手術をしたいと言ったときに親が反対してしまうと、その親が一方的に悪者にされてしまいます。性的自己決定権はそれなのです。個人の人権というのは、例えば10代前半の子供であっても、年の離れたおじさんと付き合える権利を有し、そのおじさんと性的関係を持っても良い、というものではありません。子供の人権が行き過ぎてしまっても、誰も何も言えなくなってしまいます。

髙橋：　道徳と人権教育の関係で言いますと、日本学術会議の分科会が道徳教育についての提言を出しています。拙稿「日本学術会議の歴史認識・歴史教育・ジェンダー分科会提言の今日的影響と問題点」（『歴史認識問題研究』第８号所収論文）で詳述したように、その提言とは、道徳教育から人権教育にシフトしていくべきだ、というものです。縦軸の伝統的な国民道徳と横軸の人権という市民道徳、時代とともに変わらない不易な価値観（共通性）と、時代とともに変わる流行の価値観（多様性）を融合させる必要があります。多様性と共通性は「いのちの本質」であり、「生命誌」を提唱している中村桂子氏は、「多様だが、共通、共通だが、多様」という生きものの「組み合わせ」や「可塑性」に注目して、「矛盾に満ちたダイナミズム」という生きものの特徴に学ぶ必要がある、と指摘されています。

楊　：　日本の社会の精神的な雰囲気としては、「自分らしさ」「多様性」「個性」といったものが重要視されていると思います。しかし、私はその前に重要視すべきことがあると考えています。何でもかんでも多様性や個性ではない。道徳や倫理、公共の福祉に反することはしてはいけないのです。道徳や倫理が先にこないと駄目なのです。みんな多様ですよ。多様な生き方をしていますが、やはり道徳や倫理を優位に置かず、自分らしさ、多様性、個性を先に持ち出して人権だと叫んでしまうと問題だと思います。「個人が好きなら良いんじゃないの」という考え方が蔓延している状況は危ない、と私は思っています。特に日本は、他人に迷惑をかけな

ければ、二人の合意の下なら何でもできると考える風潮があると思います。

同性愛もそうですが、ポリアモリーという言葉があります。ポリアモリーとは、複数の人と恋愛ができることです。例えば、私が5人の女性と同時に付き合って、行為もできるとします。その中の女性もまた、複数の男性と同時に性的な付き合いをしている。つまりフリーセックスの社会です。誰にも迷惑をかけなければ、これも多様性だ、個性だと言われて終わりです。ですので、道徳や倫理は絶対に必要だと思います。ポリアモリーの関係を嫌う人たちも、必ず一定数存在します。そういった人たちの人権はどうなるのでしょうか。複数の異性と同時に体の関係を持つことに反対すれば、その人は差別主義者でしょうか？

髙橋：「包括的性教育」の年齢別の内容の中の15歳以上の項目で、「文化的・宗教的規範に対する批判的見解を身につける」と明記されているのですが、私はこれが問題だと考えています。ミネルヴァ書房から『アクティブラーニングから学ぶジェンダー』、大月書店から『歴史を読み替える　ジェンダーから見た世界史』や『歴史を読み替える　ジェンダーから見た日本史』という本が出ました。ジェンダーの視点から歴史を読み替えようという試みは、膨大な科研費の助成を受けて、3年間の共同研究の成果として出版されました。

しかし内容を読んでみると、12の実践例が出ていまして、その中には「物語におけるジェンダー」というタイトルがついています。例えば、白雪姫などの子供に語り継ぎたい物語の中には固定的役割分担意識が入っており、これを批判しています。おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんは川に洗濯へというのも、固定的役割分担意識の表れだそうです。日本の昔物語には、こうした性役割に関する固定観念が盛り込まれているので、これを打破することが大事だと主張しています。

楊　：　同様のことが、アメリカでキャンセル・カルチャーと呼ばれています。過去の不平等だと思われることを、全て批判する運動が起こっています。それがいま、日本に来ているのです。

髙橋：　背景にある思想は、文化マルクス主義という「新しい全体主義」ですね。

楊　：　どこの国でも女性は家の中のことをやって、男は外のことやる。これは女性は食物を作り、男性は狩りに行くということであり、どこの民族でも共通でした。これは自然の摂理である、と私は考えています。決して人間の意図的な任意的な差別的役割ではないと思います。

髙橋：　根本的な問題点は、男女の「区別を差別と混同」してしまったことですね。

楊　：　何でも、不平等なことは悪いものだという見方ですよ。日本では、皇室問題がやり玉に挙げられます。

髙橋：　国連の女子差別撤廃委員会の対日審査の最終見解案には、女性天皇に否定的な「皇室典範を改正すべきだ」との勧告が含まれていましたが、日本政府がジュネーブ代表部を通して強く抗議した結果、この勧告は削除されました。

楊　：　祭りでも日本では神輿は男が担いでいますが、これも差別だと言っている人たちがいます。しかし、これが果たして本当に差別だと言えるのでしょうか。「包括的性教育」の最終目的は、伝統的家庭制度の解体、反同性愛宗教（主にキリスト教）の解体、性規範の解体、フリーセックス社会の実現です。これがグローバルな性

革命です。同性婚の合法化は、その大きな第一歩となります。同性婚によって、社会がハッピーエンドで終わりません。

次から次へと人権を主張し、「包括的性教育」とは違う考え方を持っている人々の人権が抑圧されることになります。この点をしっかりと踏まえて、議論していかなければなりません。

2021年12月29日　東武ホテル渋谷にて撮影
（右から西岡力会長、楊尚眞先生、髙橋史朗副会長）